

「放射線施設廃止の確認手順と放射能測定マニュアル」
正誤表

改訂0：H19.9.10

1. 誤字、文章の修正等

ページ	行（又は図表番号）	誤	正	備考
2	上から7行目	図2. 1欠落	図2. 1を挿入（9-2頁として）	【理由-1】及び【理由-2】
2	下から15行目	様式30	様式33	【理由-1】平成18年12月26日公布（省令第43号） 【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令】
3	下から16行目	様式29	様式32	様式番号の変更
3	下から15行目	31と32	34と35	様式29→32、30→33、 31→34、32→35
3	下から10～6行目	また、個人記録に対する措置では、・・・「被ばく線量記録・健康診断記録受領書の仮受領書（本受領書である必要はない）」が必要である。したがって、・・・以下の④、⑤が加わる。	なお、個人記録に対する措置では、平成19年5月1日から・・・「被ばく線量記録・健康診断記録受領書の仮受領書」の添付は不要となった。したがって、・・・以下の④が加わる。	【理由-2】(財)放射線影響協会が「仮受領書」を発行しなくなったため。
3	下から4行目	⑤被ばく線量記録・健康診断記録受領書の仮受領書	削除	
3	下から3行目	①から⑤まで5種類の書類	①から④まで4種類の書類	
5	表2.1-2	様式29 様式30 様式31 様式32	様式32 様式33 様式34 様式35	【理由-1】
6	表2.1-3	様式29 様式30 様式31	様式32 様式33 様式34	
	図2.1	様式29、32 仮受領放影協	様式32、様式35 「仮受領放影協」を削除	【理由-1】及び【理由-2】
13	上から9行目	⑤建家の汚染検査と除染	⑥建家の汚染検査と除染	番号の変更
13	上から15行目	⑥放射性廃棄物と産業廃棄物の整理、引渡し	⑦放射性廃棄物と産業廃棄物の整理、引渡し	番号の変更
13	下から5～4行目	「①使用の廃止届け」・・・「⑤被ばく線量記録・健康診断記録受領書」の5種類になる。	「①使用の廃止届け」・・・「④放射性廃棄物受領書」の4種類になる。	【理由-2】

ページ	行 (又は図表番号)	誤	正	備考
51	下から14行目	放射能量	放射能濃度	
52	上から13行目	γ線エネルギー依存性	γ線エネルギー依存性	
52	上から20行目	実使用	実試料	
58	下から6行目	各種	核種	
61	上から18行目	繰り返すこととなる	繰り返すこととなる。	
69	下から6行目	改行無し	(3)の前に改行	
83	上から2行目	消化設備	消火設備	
84	上から2行目	呼吸保護具の装着させ	呼吸保護具を装着させ	
84	6.3 書類の引渡し、保管	全面改訂	(財)放射線影響協会が「仮受領書」を発行しなくなったことを反映	

2. 図表等の体裁修正

ページ	行 (又は図表番号)	誤	正	備考
9	図2.1	落丁	挿入	9-2頁として挿入
18	図3.1-3	汚染の有無の分岐でNOが2カ所ある	矢印と分岐先の修正	
54	図3.4-1	図3.4-1構造略図 (GMサーベイメー	図3.4-1構造略図 (GM計数管)	タイトルと図の修正
55	図3.4-2	図3.4-2構造略図 (NaI(Tl)シンチレーション計数装	図3.4-2構造略図 (NaI(Tl)シンチレーション式検出器)	タイトルの修正
58	図3.4-4	図3.4-4 構造略図 (比例計数管: 遮蔽計数管付	図3.4-4 構造略図 (比例計数管) (1) 比例計数管: ガスフロー式 (2) 比例計数管: ガスフロー式・遮蔽計数管付	タイトルと図の修正
63	図4.1-1	矢印位置のずれ、文字欠落 「非汚染物の搬」	矢印位置の修正 「非汚染物の搬出」	
64	図4.1-2	矢印欠落 分岐部のNO欠落	分岐部へ矢印 分岐部より上方へNO表示	

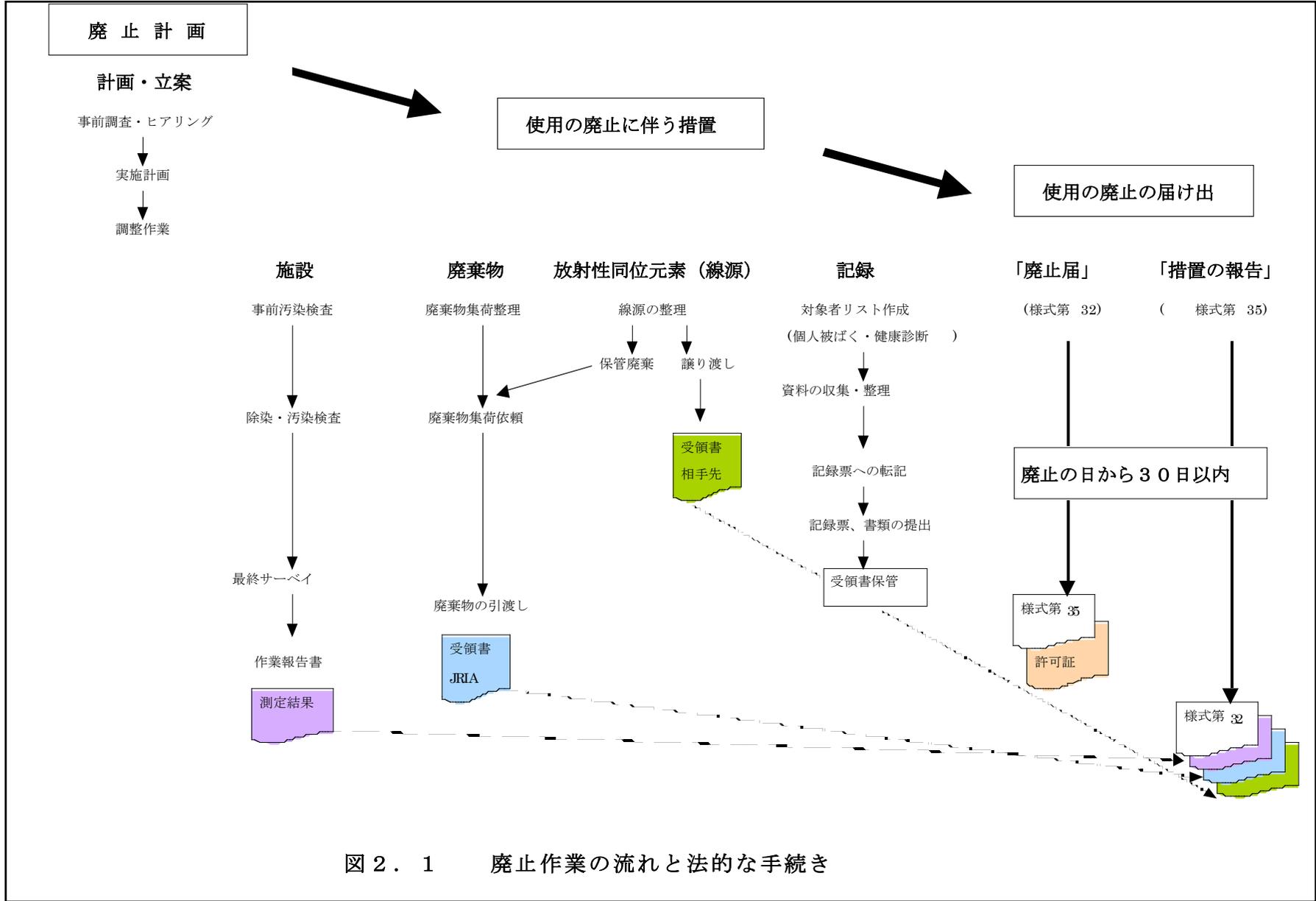


図 2. 1 廃止作業の流れと法的な手続き

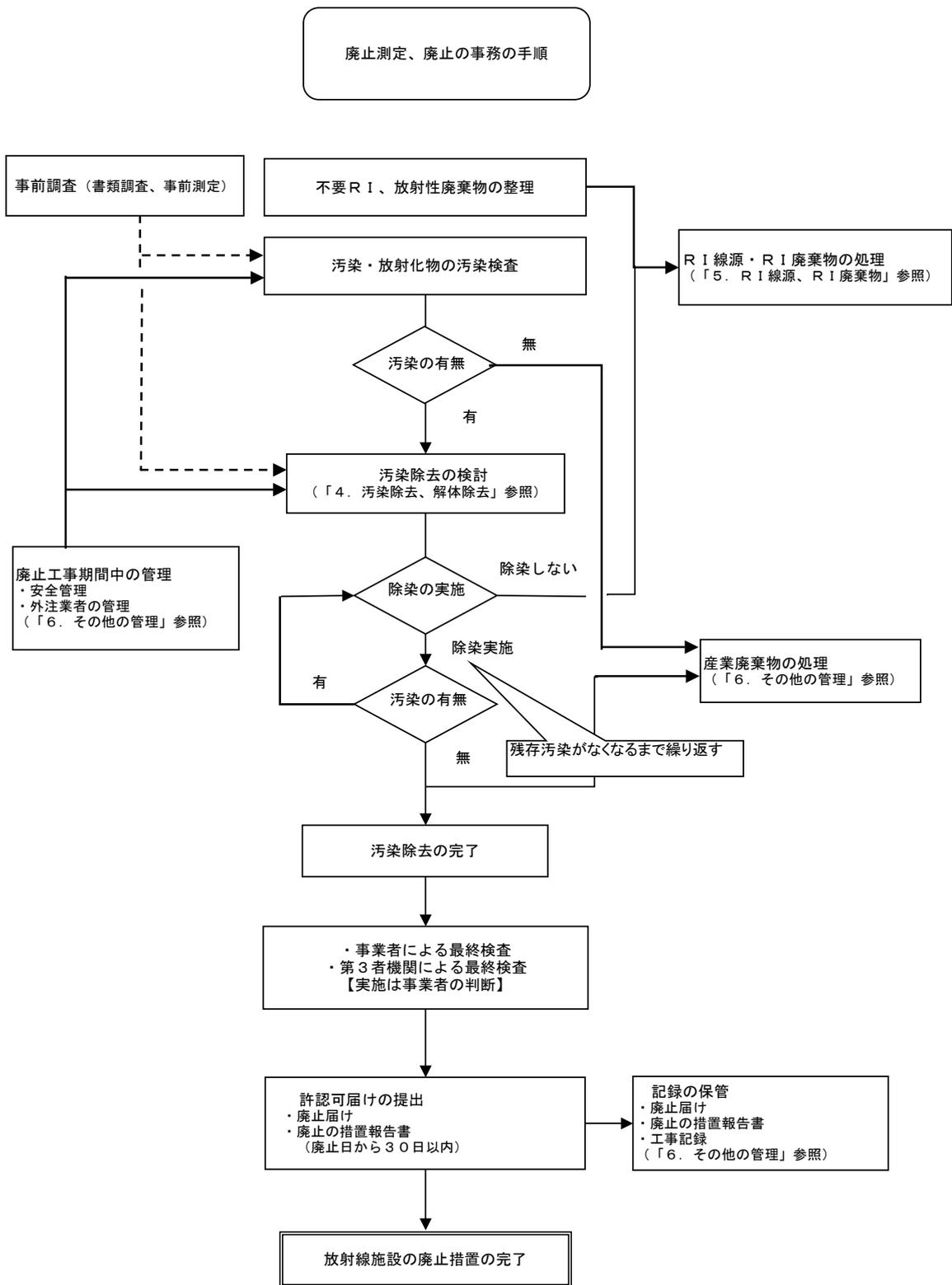
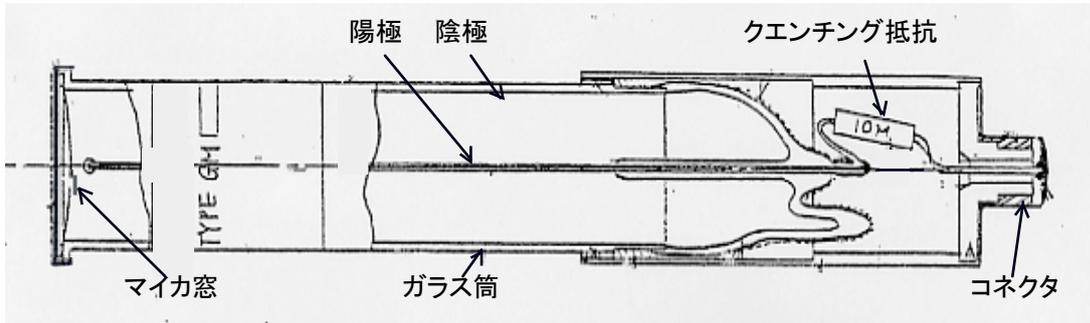
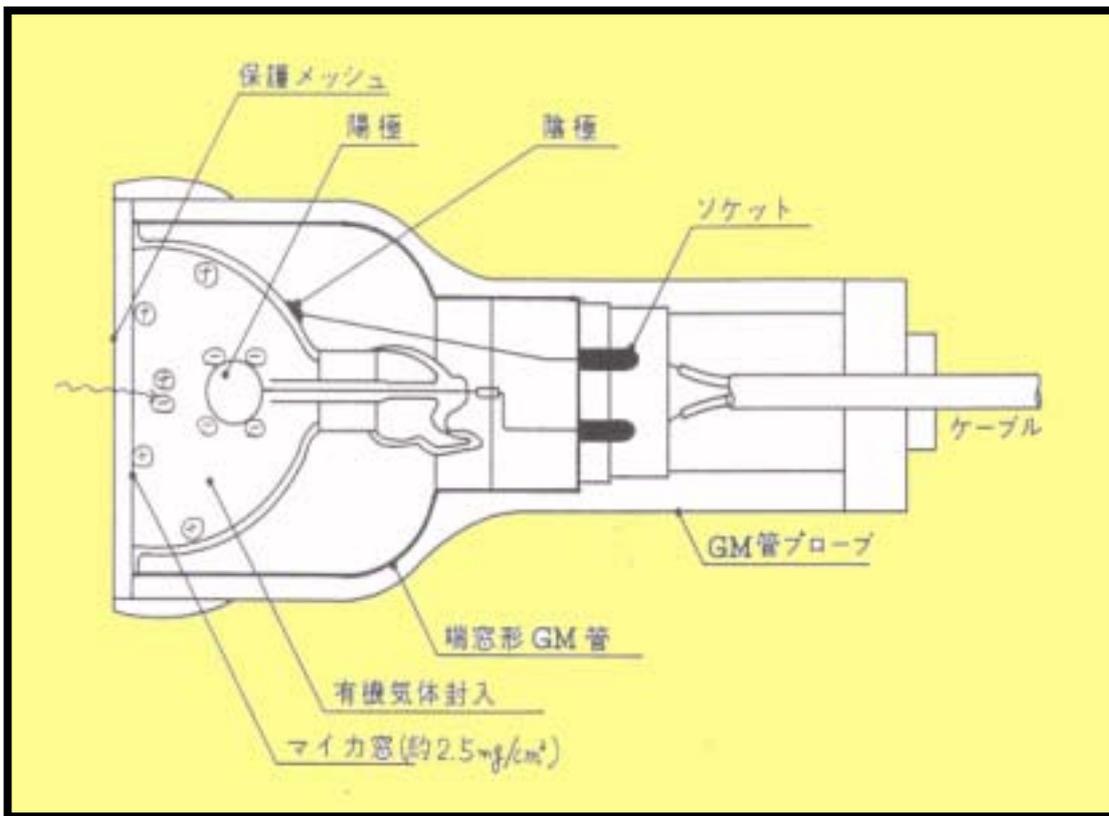


図3. 1-3 廃止測定、廃止の事務の手順

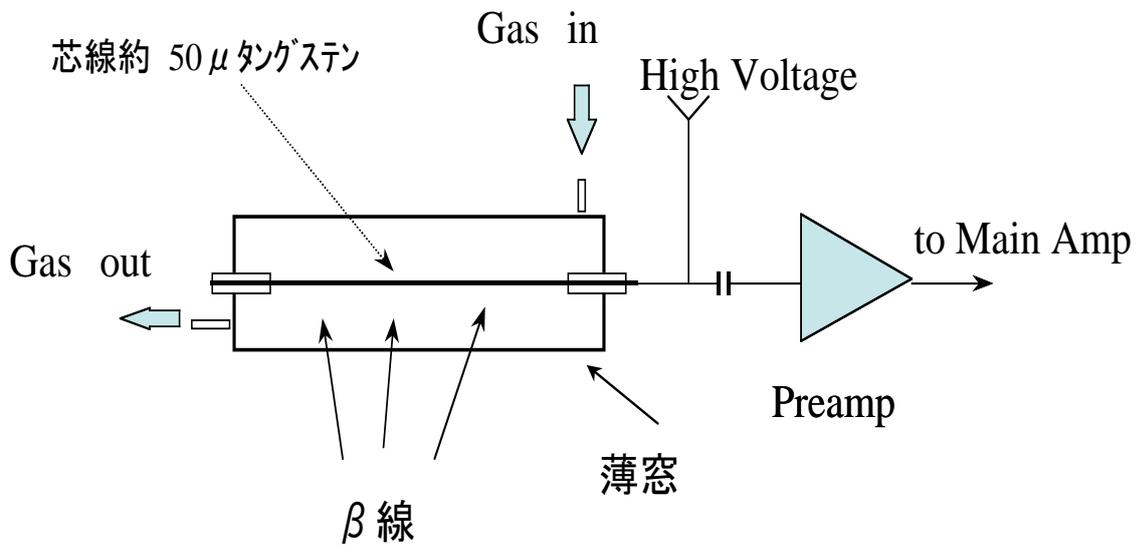


(1) 薄壁円筒型(β ・ γ 線用)

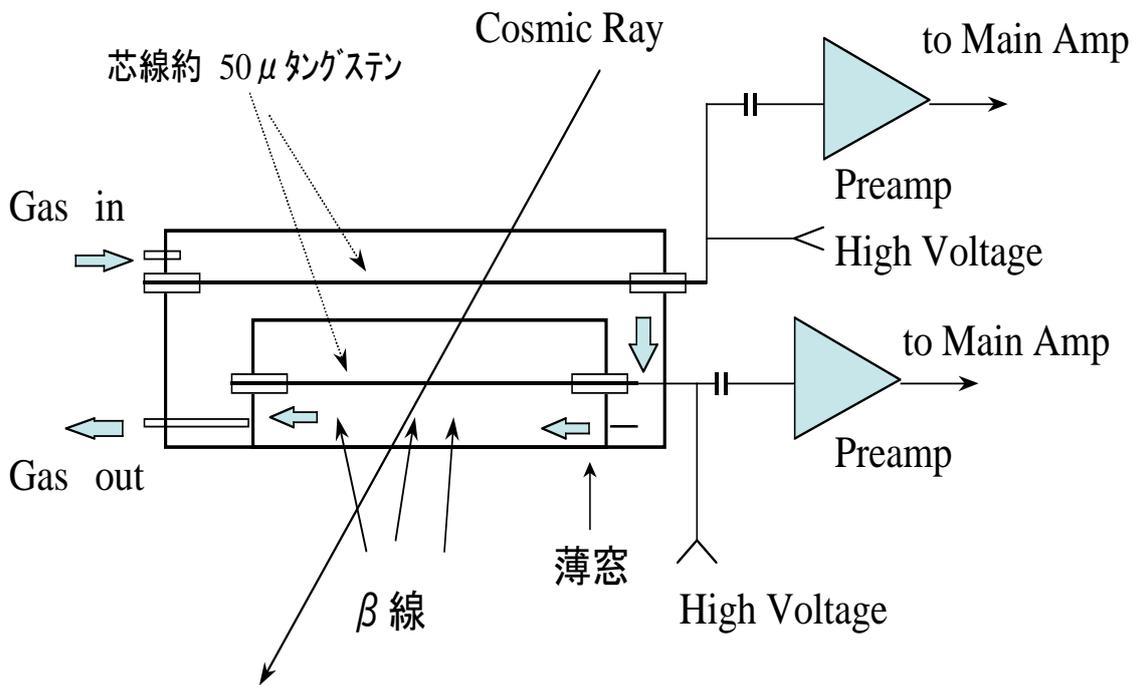


(2) 端窓型(β 線用)

図3.4-1 構造略図(GM計数管)



(1) 比例計数管:ガスフロー式



(2) 比例計数管:ガスフロー式・遮蔽計数管付き

図 3.4-4 構造略図 (比例計数管)

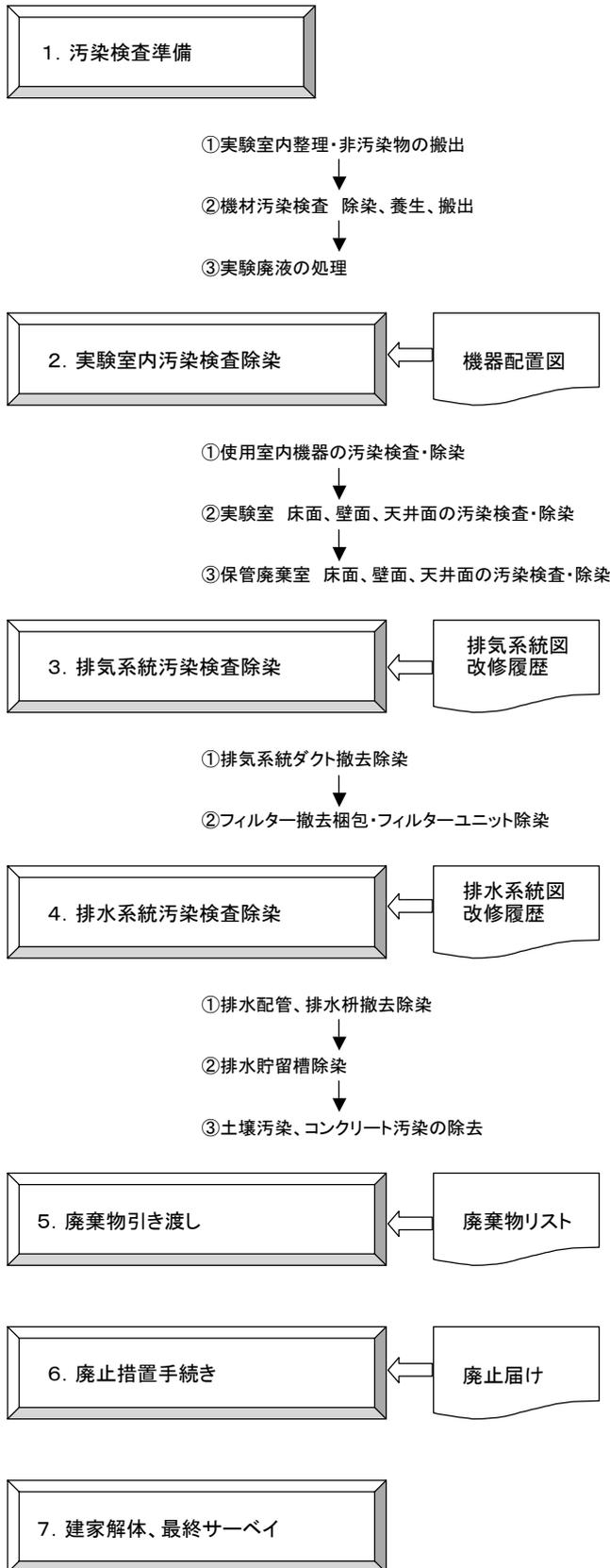


図 4. 1-1 事前測定から解体、最終サーベイまでの作業手順

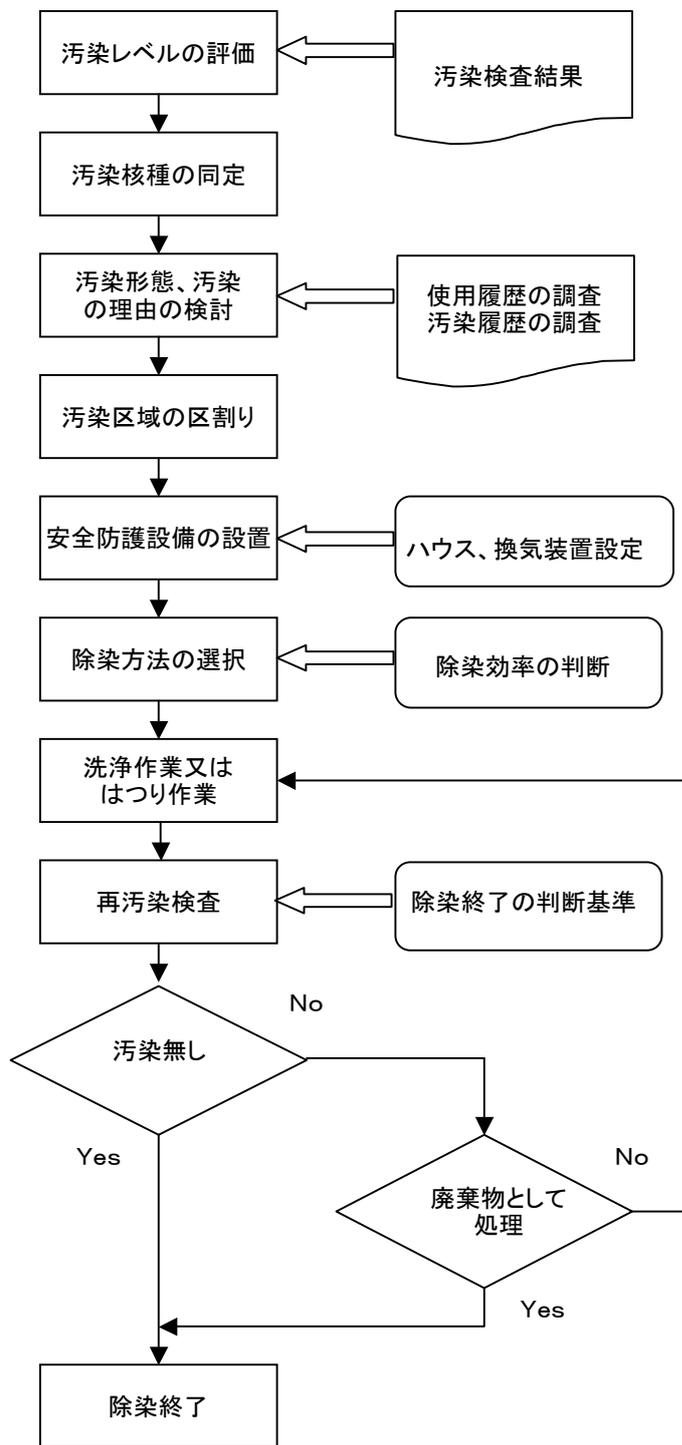


図 4. 1-2 一般的な除染作業手順

6. 3 書類の引渡し、保管

6. 3. 1 R I 管理記録等の整理

施設廃止の場合、被ばく線量の測定の記録、健康診断の記録については、その記録を適正に管理するため、法令に基づく放射線業務従事者に係わる「放射線管理記録」の引渡し機関に指定されている（財）放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターに引渡すことになっている。

その他の法定管理帳票類は5年間の保管が義務付けられているが、廃止に伴いその義務は失効となる。しかし、施設廃止後に放射線に関しての問題が生じた場合、過去に遡っての状況の調査を求められることが無いとも言えないため、廃止と共に廃棄することはあまり望ましいとは言えない。また、廃止に伴い事業所自身が解散、消滅する場合には、事前に文部科学省にその旨を伝えて、指示を仰ぐことを勧める。

6. 3. 2 中央登録センターへの引渡し

被ばく線量の測定の記録、健康診断の記録については、記録の引渡し機関を指定する告示（平成17年文部科学省告示第78号）に基づき、（財）放射線影響協会に引渡すこととなっている。

[問い合わせ先]

財団法人 放射線影響協会

放射線従事者中央登録センター

住所：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号丸石第2ビル5階

電話：(03) 5295-1790 （ダイヤルイン）

担当：R I 管理課

(1) 記録の引渡し手順

図 6.3-1 にR I 施設を廃止するときの（財）放射線影響協会との関連を示す。

なお、平成19年5月から、廃止等に伴う措置の報告に、放射線従事者中央登録センターの発行する仮受領書の添付が不要になった。

(2) 引渡しの対象となる書類

許可又は届出を受けてから廃止までの期間中、すべての放射線業務従事者として登録された者の被ばく線量記録、健康診断記録の全員分を引渡すことになる。

登録にあたっては、登録申請書によって行うが、記録を個人別に整理する必要がある。記録が個人別になっていない場合、または個人別と連記が混在している場合には、個人毎に帳票を追えるよう、一覧表を作成する必要がある。

記録等に不足がある場合には、不備の理由を記入し理由書を作成、提出することになっている。

(3) 記録の引渡し方法

記録を引き渡す場合には、次の書類を放射線従事者中央登録センターに直接持参するか、郵送（簡易書留）する。

- ・記録の引渡書
- ・記録（被ばく線量の測定結果の記録、健康診断の記録）
- ・記録引渡登録申請書

「記録の引渡書」「記録引渡登録申請書」の所定用紙は放射線従事者中央登録センターに用意してあるので、事前に取り寄せておくこと。

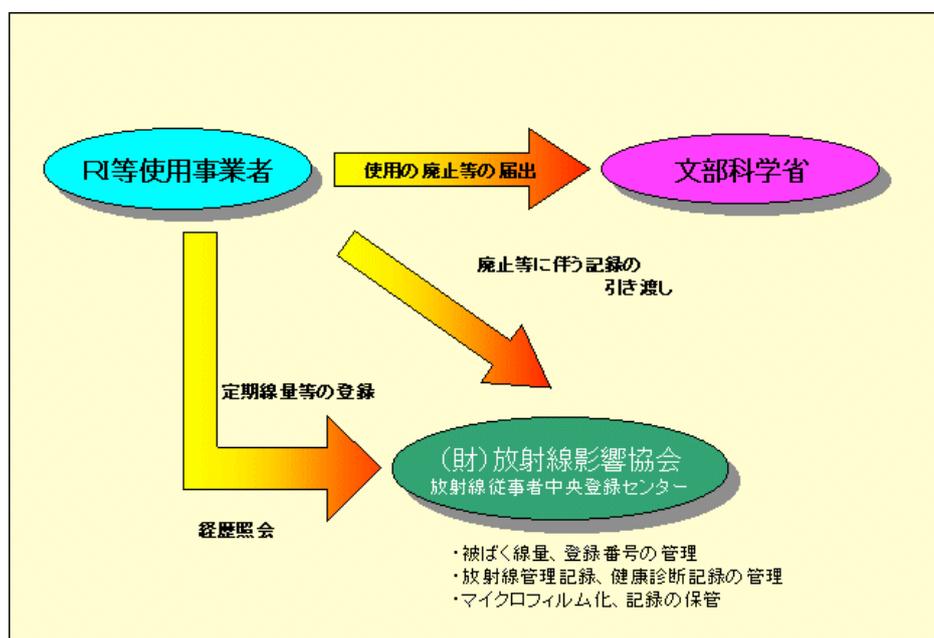


図 6.3-1 RI等使用廃止に伴う記録の引渡しの場合

(財団法人 放射線影響協会

—「RI使用廃止」等に伴う記録の引渡しに関する手続きについて— の資料より)

(4) 手続き全般

記録引渡し料金 1名分につき 5,000円となっている。

書類の内容を確認後、受領書及び記録引渡しに係る費用の請求書が発行される。

記録の登録等は記録の登録に係る費用が納入されてから行なわれる。